

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年8月
堺日本交通株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

期間：今年度（H30.11.21～R元.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

②バックカメラ導入の検討を行う。

・達成状況

① 堺日本交通(株)については期間中の有責事故55件、うち自損後方事故は4件、7%を占めていた。

日本交通大阪地区については同期間中の有責事故881件、うち自損後方事故は143件、16%を占めていた。

②期間中の日本交通大阪地区の自損後方事故について事故状況報告書及び各所属掲示等により情報共有を行った「自損後方事故情報」により傾向を確認した。

確認した項目：時間帯、天候、発生場所/状況、空車・実車等、なぜ。

・時間帯 昼間（5～17時）49%、夜間（17～5時）51%

・天候 晴れ78%、曇り9%、雨18%

・場所/状況 駐車場41.3%（一般駐車場25%、当社車庫14%、タクシー乗場2%）、
方向転換22%、狭路15% 他

・空車、実車等 空車70%、実車15% 他

・なぜ 漫然運転50%（漫然運転28%、確認不足22%） 他

結果、『条件の良い時に漫然とした運転により自損後方事故を惹起』させていることが確認できた。

③バックカメラ導入の検討については、一部の営業所で試験的に設置したが、調査継続中。

(2) 来年度の目標

引き続き、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

自損後方事故情報の様式を一部変更し事故発生時の状況、なぜ、心理面、生理状況の確認も行い事故内容の掘り下げを更に深める。

② 引き続きバックカメラ導入の検討を行う。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

*タクシー部門

(発生日・場所・内容の順)

平成31年4月・大阪市内・自転車との衝突

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表

業種 : 一般乗用旅客自動車運送事業

命令日 : 平成30年6月14日

違反事項: タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項

処分日車: 20日車

講じた措置: 設定届出した運賃收受の遵守

以上